令和元年度(平成 31 年度) 監査・検査等の実施状況

(1) 例月出納検査

会計管理者、公営企業管理者の保管する現金について、毎月1回(26日)出納 検査を実施。

(2) 定期監査

各課に定期監査調書の提出・説明を求め、4月~11月までの財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業の管理についての監査を実施。

実施期間:1月16日~1月27日

(3) 随時監査

実施日	対象課	監 査 事 項
12月18日~	健康増進課	旧土庄中央病院の非常用発電装置の処分に関するこ
2月3日		とについて

(4) 決算審査等

実施日	審査件数	審 査 内 容
8月2日	16件	・決算審査(一般会計、特別会計、大部財産区特別会計)・基金運用状況審査・財政健全化審査
8月5日		
8月6日		
8月19日		

(5) 住民監査請求に基づく監査

請求日	請求內容	結 果	
6月27日	一般廃棄物処理施設用地の土地について、土庄町土地開発公社に先	却下	
	行取得の依頼をしたが、関係法令に規定する知事の許可がえられる		
	ことの調査や確認を怠り、違法な先行取得の依頼をしたことに関し、		
	売買代金相当額及び利息相当額その他の損害の賠償を求めるほか、		
	必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。		
9月20日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、一		
	切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したことは「財産の管理		
	を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相当額の損害を与	+n —	
	えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、その他損害の賠償	却下	
	を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長に勧告すること		
	を求める請求。		

11月14日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、職	:こと 金相 却 下	
	員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したこと		
	は「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相		
	当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、そ		
	の他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長		
	に勧告することを求める請求。		
12月26日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、	却下	
	職員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したこ		
	とは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金		
	相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、		
	その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町		
	長に勧告することを求める請求。(事実証明書の追加)		
2月10日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、		
	職員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したこ		
	とは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金		
	相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、	却 下	
	その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町		
	長に勧告することを求める請求。(仮に財産の処分であっても、秘密		
	裡にされていたので1年制限には正当な理由がある)		